

1 委員会の設置趣旨

趣 旨

兵庫県立病院群は、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療や地域医療の確保について中心的な役割を担っており、県民からその果たす役割への期待も大きい。

県民と地域から信頼され安心できる県立病院となるには、職員一人ひとりが、高い倫理観に基づき、誠実かつ公平・公正に業務を行い、組織力を向上させる必要がある。

このため、コンプライアンス意識を向上させる取組みを検討することを目的に、「兵庫県立病院局コンプライアンス委員会」を設置する。

検討内容

- コンプライアンス意識の向上に資する取組み
- 職員一人ひとりの行動を促す取組み

スケジュール

時期	内容
R6.5月30日	第1回(現状報告・取組みの方向性の検討)
R6.7月下旬	第2回(取組み案の検討)
R6.9月下旬	第3回(とりまとめ)

1

2 県立病院事業の概要

使 命	高度・専門医療および地域医療の提供
病院規模	(1) 病院数 13病院 (総合 6病院、専門 7病院) + 1診療所 (2) 稼働病床数 4,394床 (R6.4) ⇒自治体立病院の中で全国3位 (①東京、②岩手、※許可病床ベース)
職員数	7,708人 (R6.4:正規職員)※参考:会計年度任用職員 2,164人(R5.3)
運営形態	(1) 県直営(地方公営企業法 全部適用 病院) <u>10病院+1診療所</u> (2) 指定管理 病院(日赤、社会福祉事業団) <u>3病院</u> 設置者は知事
経営規模	(R6当初予算) (1) 経常収益 <u>1,805億円</u> うち一般会計繰入金 <u>168億円</u> (2) 経常費用 <u>1,853億円</u> 経常損益(差引) ▲48億円
患者数	(R6当初予算) (1) 入院患者数 <u>1,338,317人</u> [1日平均3,667人] (2) 外来患者数 <u>1,798,498人</u> [1日平均7,401人]

2

2 県立病院事業の概要

病院局

R6.4.1現在

病院事業副管理者 病院局長
 企画課：総括調整・医療事故・DX・病院整備など
 管理課：組織・人事・採用など
 経営課：予算・決算・経理・管財・材料調達など

病院事業管理者のもと、
病院局を設置

県立病院

	病院名(稼働病床数)	所在地	主な特色	備考
①	尼崎総合医療センター(730)	尼崎市	総合病院	H27.7統合整備
②	西宮病院(400)	西宮市	総合病院	市立西宮中央病院と統合予定
③	加古川医療センター(353)	加古川市	総合病院	H21.11移転整備
④	はりま姫路総合医療センター(736)	姫路市	総合病院	R5.4 統合整備
⑤	丹波医療センター(320)	丹波市	総合病院	R1.7 統合整備
⑥	淡路医療センター(441)	洲本市	総合病院	H25.5 移転整備
⑦	ひょうごこころの医療センター(254)	北区	精神専門	H26.6児童思春期病棟整備
⑧	こども病院(290)	中央区	小児専門	H28.5 移転整備
⑨	がんセンター(360)	明石市	がん専門	現地建替予定
⑩	粒子線医療センター(50)	たつの市	粒子線治療	陽子線と重粒子線のデュアル
⑪	同附属神戸陽子線センター(-)	中央区	陽子線治療	H29.12 開院(こども病院に隣接)
⑫	災害医療センター(30)	中央区	救急・災害	日赤兵庫県支部に指定管理
⑬	リハビリテーション中央病院(330)	西区	リハ専門	社会福祉事業団に指定管理
⑭	リハビリテーション西播磨病院(100)	たつの市	リハ専門	社会福祉事業団に指定管理

3

2 県立病院事業の概要

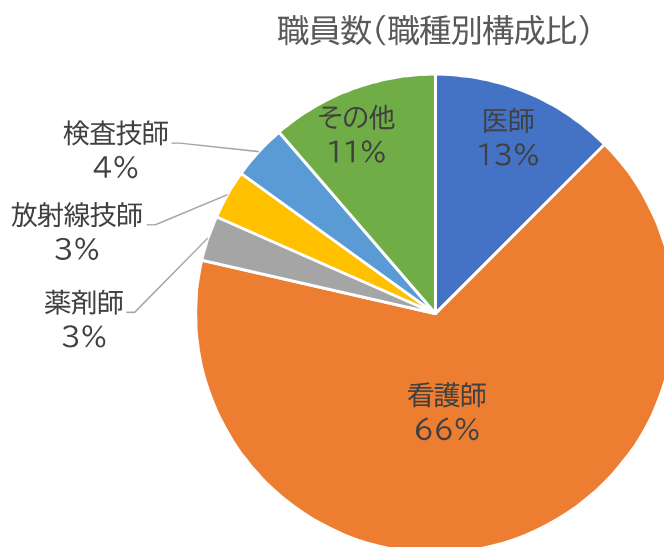
県立病院位置図



2 県立病院事業の概要

職種別職員数(主な職種:R6.4.1現在) ※正規職員のみ

職種	人数	職種	人数
看護師	5,094	作業療法士	50
医師	964	医療ソーシャルワーカー(MSW)	41
検査技師	288	言語聴覚士	29
放射線技師	255	視能訓練士	23
事務職	283	精神保健福祉相談員(PSW)	19
薬剤師	234	心理判定員	16
理学療法士	105	医療情報職	17
臨床工学技士	102	その他	188
合計		7,708	



5

3 県立病院の現状について

(1) これまでの取組み状況

ア 規程等の策定

職員の円滑な職務遂行や働きやすい職場づくりのため、コンプライアンス関係の規程等として以下を整備

(病院事業への地方公営企業法の全部適用に合わせ、病院局独自の規程も整備)

区分	名称	定める内容	資料
服務	病院事業職員の服務に関する規程	職員の服務に関して必要な事項	1-1
	病院事業職員人事考査規程	職員の善行及び非行の考査に関する事項	1-2
	兵庫県病院局ハラスメント防止指針	ハラスメントの防止及び排除、適切に対応するための措置	1-3
	兵庫県不祥事防止読本	公務員として公務を遂行するための基本的な姿勢	1-4
財務	病院局会計規程	会計事務の処理に関して必要な事項を定めたもの	1-5
情報	兵庫県情報セキュリティ対策指針	情報セキュリティ対策の基本方針と具体的な対策の基準	1-6
処分	病院局懲戒処分指針	職員の非行等に関する標準的な処分例	1-7

6

3 県立病院の現状について

イ 相談窓口

各病院に相談窓口を整備するだけでなく、病院局においても相談等を受けているほか、公益通報など全庁的な相談体制も活用。

種類	窓口	備考	資料
サービス全般	各病院総務課・病院局管理課	病院で解決出来ない内容について管理課でも対応	-
ハラスメント	同上	同上	1-3
経理全般	各病院経理課・病院局経営課	病院で解決出来ない内容について経営課でも対応	-
公益通報	公益通報相談員	全県共通の窓口	1-8
職場の悩み・生活の悩み	職員相談員	全県共通の窓口	1-9

ウ 財務監査

兵庫県監査委員による監査に加え、外部専門家による監査を実施。

種類	概要	備考
定期監査等	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか等の監査	兵庫県監査委員監査要綱に基づく監査 定期監査以外にも行政監査、財政的援助団体等監査などがある
包括外部監査	監査機能の独立性、専門性を強化するため、特定課題について、外部の専門的な知識を有する者の監査を導入	(平成28年度テーマ) 兵庫県病院局が所管する県立病院に関する財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

7

3 県立病院の現状について

エ 各種通知の発出

サービスの適正化に関し、定期のみだけでなく事案発生時に通知を発出し、職員の意識付けを強化。

種類	概要	備考
綱紀粛正通知	不祥事が発生した際に、職員の法令遵守意識等を高めるため、年1回の発出に加え、事案発生時にも適宜発出	(※資料1-10)
諸手当の適正化通知	諸手当の不正受給等が発生した際に、職員に再自覚させるために発出され、年1回程度と事案発生時に適宜発出	R5年度は自己点検を実施(※資料1-11)

オ 研修等による周知

各種研修等においてコンプライアンス関連項目についても周知。

種類	対象	内容(コンプライアンス関係)	備考
新任職員研修	新任職員	カリキュラム内で公務員倫理研修等を実施	(※資料1-12)
各職種別研修	職種別に集合研修を実施	同上	年1回
各種部門別会議	部門代表者等ごとに実施	年度初めに各種制度の運用等について説明	重要案件については、院長等が集まる会議において説明
各病院での研修等	各病院職員	病院ごとの課題について適宜研修等を実施	

8

4 取り組みの方向性について

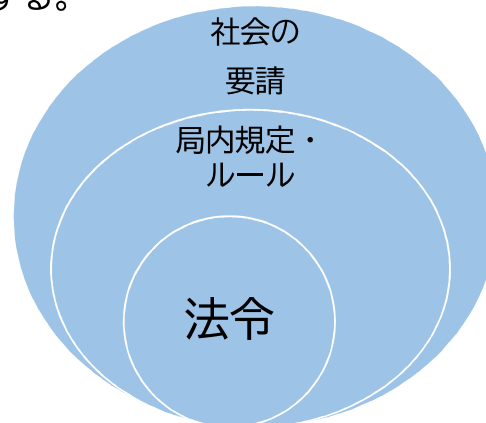
県立病院の現状を踏まえ、コンプライアンスの意識の向上に資する取り組みとして、日常業務を遂行する上で意識すべき項目を整理し、心構えや具体的な行動目標、関係規程、またその推進方策をとりまとめた「病院局コンプライアンス指針」を策定したい。

(1) コンプライアンスとは

コンプライアンスとは、一般的に「法令遵守」と和訳される。

正規職員、会計年度任用職員あるいは常勤、非常勤の区別にかかわらず、全員が公務員である以上、その職務について法令等を遵守することは当然のことであり、県民の信頼を何よりも大切にしなければならない公務員としての立場を認識して、法令だけにとどまらず、職務以外の法令等、さらには、社会規範、ルール及びマナーも含めることとする。

(コンプライアンスの範囲案)



9

4 取り組みの方向性について

(2) コンプライアンス向上の取り組みの意義

コンプライアンス違反による社会的信用の失墜は、県民の不安・不信を招き、安全・安心な病院づくりに大きく影響を与える。

そのため、法令等に従いやってはいけないことをやらないのは当然のことであるが、法令等に基づく適正な手続により職務を遂行することに加えて、公私にわたって県民の模範となる行動を心がける必要がある。

コンプライアンス向上の取り組みを通じ

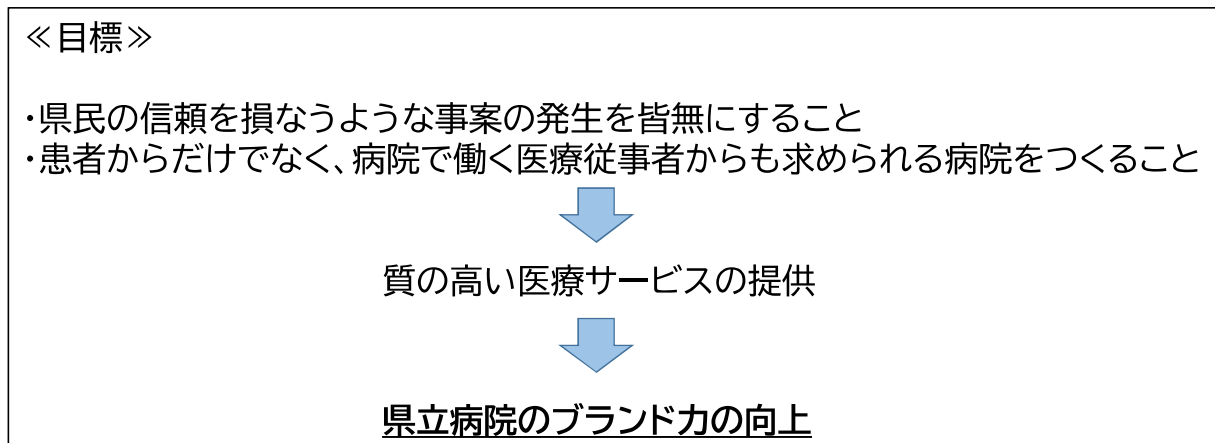
○法令等により禁止されていないことも
「県民の信頼を損ねる」行為を行わない

○法令等により義務化されていないことも
「県民の満足度や信頼が向上する」行為を行う

ということがすべての職員一人ひとりが自律的に行えるように、職員の意識を高めるとともに、実践しやすい職場環境の改善にもつなげるものとする。

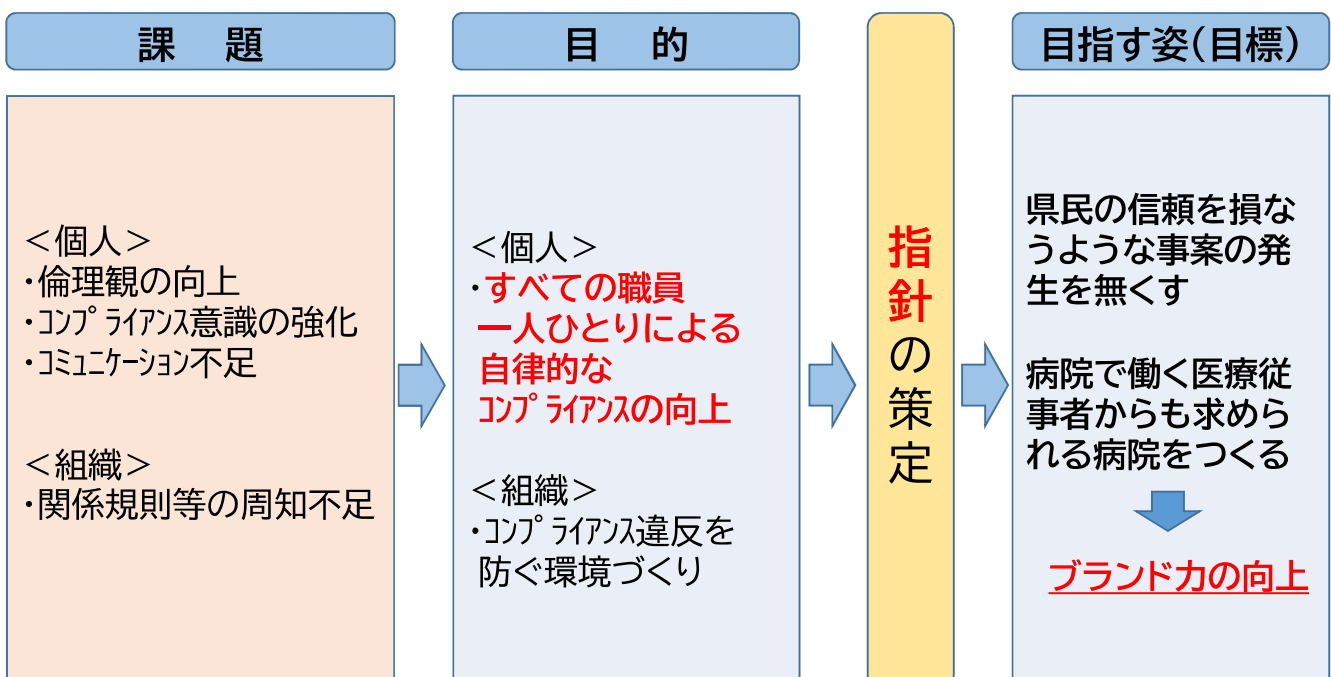
4 取り組みの方向性について

(3) コンプライアンス向上により目指す姿



11

4 取り組みの方向性について



12

4 取り組みの方向性について

(4) 行動規範(案)

職員が日常業務を遂行する上で行うべき判断及び行動のあり方として常に意識すべき項目を**行動規範**として整理することにより、一人ひとりの取り組みを推進する。

I 非行行為・監査指摘事項	II 行動規範(案)
区分	柱立て
職務専念義務に違反 兼業の承認等を得る手続きの怠 不正経理 窃盗 酒気帯び 人身・物損事故 速度超過	①法令遵守・誠実な職務遂行
パワー・ハラスメント行為 セクシュアル・ハラスメント行為	②働きやすい職場環境づくり
公文書偽造 虚偽公文書作成 毀棄	③公平・公正な職務執行
不適切な経理処理	④適正な経理処理
物品の損傷(公用車損傷)	⑤資産の適正な管理・保全
虚偽報告	⑥積極的な情報公開・説明責任
秘密漏洩	⑦個人情報保護

13

(参考) コンプライアンス指針における医療に起因する有害事象(インシデント)の取扱い

1 医療における安全管理のための基本的考え方

医療を行うには、一定のリスクを必然的に有しており、『人は誰でも間違いを犯す』という認識のもと、インシデントを防ぐためには、個人の努力だけでなく、組織として取り組む必要があるとされている。

2 県立病院における取り組み

病院局と県立病院の協同により「医療安全管理標準マニュアル」を策定し、職員一人ひとりが自覚を持ちながら、医療安全対策について、組織を挙げて積極的に取り組むことで、インシデント発生防止に努めている。

なお、患者への影響度が高いインシデントについては、院長等が集まる運営会議で報告し、原因・対策を共有するとともに、医療過誤が存在する場合は、患者(家族)の同意の下、公表し事例の共有を図っている。



インシデントについては、発生することを前提として、組織を挙げて取り組むべきものであるため、今回の指針の範囲には含まないものとする。

14

3 「医療安全管理標準マニュアル」

より良質な医療の提供、安心できる県立病院の実現を目指し、平成14年度に「医療事故防止標準マニュアル」を策定。昨今の医療技術や安全管理への意識の向上、医療の電子化、医療法の改正等を受け、令和5年度に『医療安全管理標準マニュアル』へ全面改定。

《基本的考え方》

- 1) 医療を担う者としての基本的姿勢の保持
- 2) 組織としてインシデント発生防止に取り組む体制整備
- 3) 過去に学ぶインシデント発生防止対策の構築
- 4) 患者・医療者パートナーシップの推進
- 5) 職員の自己研鑽と安全管理に係る研修の受講促進

《医療安全体制》

医療安全部

- ・医療安全管理責任者：副院長
- ・医療安全部長：医師
- ・医療安全課長(もしくは次長)：看護師

リスクマネージャー(各部門、部署長)